

保育所の設備等基準

保育室等	設備 (必置)	調理室・便所 【0・1歳児】乳児室及びほふく室、医務室 【2歳以上児】保育室又は遊戯室
	面積	【乳児室・ほふく室】3.3㎡／人 【保育室・遊戯室】1.98㎡／人
屋外 遊戯場	設備 (必置)	屋外遊戯場 ※ 近隣の都市公園を代替地とすることも可
	面積	2歳以上児1人あたり3.3㎡
施設 設備等	(1) 保育室等の設置階に応じ、次のア～サに掲げる施設又は設備を1以上設置。 ア 屋内階段 イ 屋外階段 ウ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合、階段の構造は建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に該当するものとする。 エ 待避上有効なバルコニー オ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 カ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 キ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合、階段の構造は1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に該当するものとする。 ク 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ケ 上記ク又はこれに準ずる設備 コ 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の<u>屋外階段</u>	

施設
設備等

サ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合、階段の構造は1階から保育室等の設置階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気へ開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する構造方法を用いるものその他有効に排煙ができるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に該当するもの。

(2) 保育室等の設置階に応じ、次のシ～ツに掲げる要件を満たすこと

シ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3ロに該当する建築物を除く。）である。

ス ア～サに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、そのうちの1つと乳児室等からの歩行距離が30m以下となるよう設置。

セ 調理室（①若しくは②の場合を除く。以下この項目において同じ。）以外と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画。この場合、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーを設置。

① スプリンクラーその他これに類する自動式の設備を設置。

② 調理器具に応じた自動消火装置を設置し、調理室外部への延焼防止措置が講じられている。

ソ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。

タ 乳幼児の通行する場所等に、転落事故を防止する設備を設置。

チ 非常警報器具又は非常警報設備及び火災通報設備を設置。

ツ カーテン、敷物等で可燃性のものについて防火処理が施されている。

設置階	常用	避難用	その他要件
1 階			
2 階	ア、イ	イ、ウ、エ、オ	シ、タ
3 階	イ、カ	イ、キ、ケ	ス、セ、ソ
4 階以上	カ、コ	ク、コ、サ	タ、チ、ツ

保育時間	原則 1 日につき 8 時間	
職員 (必置)	保育士	配置割合 【0 歳 児】 3:1 【1・2歳 児】 6:1 【3 歳 児】 20:1 【4・5歳 児】 30:1 ※ 1つの保育所につき、2人を下回ることはいない。
	その他	嘱託医・調理員 ※ 調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。
設置者 ※右の全ての要件を満たすこと	経済的基礎	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 ① 経営を行うために直接必要なすべての物件の所有権を有しているか、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている。ただし、札幌市私立保育所設置認可等要綱第11条に規定する不動産の貸与を受ける要件に適合する場合、この要件を満たすものとみなす。 ② 年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有している。 ※ 他事業を行っている場合は、以下の③の要件も満たすこと。 ③ 直近の会計年度において、保育所経営事業以外の事業を含む財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない。
	知識又は経験 (実務を担当する幹部職員)	次の①及び②のいずれにも該当するか、③に該当すること。 ① 保育所等で2年以上勤務した経験を有するか、これと同等以上の能力を有すると認められる者、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含む。 ② 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービス利用者（準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（運営に関し設置者の相談に応じ、又は意見を述べる。）を設置。

設置者	知識又は経験	③ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む。
	その他	(1) 経営者（法人である場合は、経営担当役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。））が社会的信望を有すると市長が認めること。 (2) 児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。 (3) 暴力団員の支配を受けていないこと。